

新型コロナウイルス 感染症に便乗した 詐欺や悪質商法に ご注意ください!!



問1:【手口には、どんなものがあるの?】

- なりすまし・オレオレ詐欺・架空請求
- 送り付け商法、押しつけ販売
- 通信販売に関するトラブルなどがあります



❖ 〈なりすまし〉とは？

各省庁・地方公共団体・警察などの公的機関や銀行・信用金庫などの金融機関、携帯電話会社などの事業者団体になりすまして、「個人情報」「通帳の口座番号」「キャッシュカードの暗証番号」などの情報を聞き出したり、「現金、通帳、キャッシュカード」を詐取しようとします。

❖ 〈オレオレ詐欺〉とは？

子どもや孫などの親族を装って電話をかけ、至急に現金が必要になった等の理由で、指定した預貯金口座に現金を振り込ませようとしたり、代理の者と称して直接現金を受け取ろうとします。

❖ 〈架空請求〉とは？

架空の事実を口実に金品を請求する文書を送付して、指定した預貯金口座に現金を振り込ませようとします。

❖ 〈送り付け商法・押しつけ販売〉とは？

注文をしていないにもかかわらず一方的に商品を送り付け、売買契約の申込みを迫ったり、売買契約の成立を主張して高額な代金を請求したり、返品時のキャンセル料や手数料等の支払いを要求したりします。

❖ 〈通信販売に関するトラブル〉とは？

マスクの品薄が続いている状況に便乗して「マスクが購入できる」「マスクが買えるサイトがある」という SNS の書き込みや広告で消費者の関心を惹き、クレジットカード番号等を詐取する目的と思われる不審な通販サイトへ誘導したり、通販サイトから全く別物が届く等があります。

問2:【実際にどんな事例があるの?】

〈なりすまし〉の事例

「〇〇市コロナ対策室です。新型コロナウイルス感染拡大で大変な皆さまに、お子様1人当たり3万円の《助成金》をお配りしています。口座に振り込みますので、キャッシュカードの番号または、銀行口座番号を教えてください。」と電話で問い合わせがあった。

(年代不明：女性)

〈オレオレ詐欺〉の事例

息子を名乗って電話があり、「会社で事件を起こして、上司に100万円を借りていたのだが、上司から新型コロナウイルスで困っているの、すぐに返済して欲しいと言われていた。代わりに返済して欲しい。」と頼まれた。その上司が自宅に取りに来る約束であったが、「所用で行けなくなったので、別の者を取りに行かせる。自宅では無く別の場所で引き渡して欲しい。」と言われ、不審に思いながらも指定された場所へ行き、代理の若い男性に現金を手渡した。その後、その上司から「100万円は確かに受け取った。領収書は後で届ける。」と電話があったが、領収書は一向に届かなかった。

(80歳代：女性)

〈架空請求〉の事例

突然、送り先のない封書が届いた。封書を開けてみると「法務省管轄支局管理部」と名乗る機関からの書面で、総合消費料金の未納により民事訴訟として訴状の提出がされていること、《裁判取り下げの相談》に関しては、固定電話の問い合わせ先に連絡するように促す内容が書かれていた。料金の未納をしたことはないし、身に覚えがない。



—実際に送られてきた封書(書面)—

訴 状 訴訟番号 (て)121号

この度ご通知致しましたのは、貴方が未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされました事をご通知致します。以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。このまま連絡無き場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立ち合いのもと強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願いすると同時に債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、ご了承下さい。民事訴訟及び、裁判取り下げのご相談に関しましては当局にて受付しておりますので職員までお問合せください。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、必ずご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

訴訟取り下げ最終期日 2年4月22日

法 務 省 管 轄 支 局 管 理 部 〒 1 0 2 - 1 1 2 3

東京都千代田区九段南1-2-1

相談窓口03-6324-4566

受付時間9時-20時

〈送り付け商法、押しつけ販売〉の事例

注文していない箱入りの使い捨てマスクや消毒液が、宅配便などで自宅に届き、高額な代金の請求をされた。

〈通信販売に関するトラブル〉の事例

大手の通販サイトに掲載されていた出品で、マスクの写真と「200 PAPERMASK（ペーパーマスク）」の文字があったので、1箱200枚入りのマスクと思った。1点1,539円（税込み）とあり、すぐに2点を注文した。数日後に届いた商品は、200ページにわたってマスクのイラストが印刷された冊子だった。返品手続きをしたが、返金額は1点1,039円になるとのことだった。

（50歳代：女性）

～被害にあわないために～

- ・口座情報や暗証番号を安易に教えたり、キャッシュカード、通帳、現金を渡さないこと。
- ・家族（親族）間での合言葉を決めておき、知らない番号の電話には出ないこと。
- ・身に覚えのない書面が届いても、絶対に連絡しないこと。
- ・注文していない物が届いたら、受け取らないこと。
- ・インターネット通販を利用するときは、不審な点がないか慎重に確認すること。

心配や不安を感じたり、トラブルにあったら… 《消費生活相談窓口へ相談を！》

- | | |
|---------------|---------------------|
| ◇北海道消費生活センター | ☎050-7505-0999 |
| ◇滝川地方消費者センター | ☎(0125) 23-4778 |
| ◇役場産業観光課商工観光係 | ☎(0125) 65-2118 |
| ◇消費者ホットライン | ☎188（平日は役場につながります。） |
| ◇警察相談専用電話 | ☎#9110 |